

※アンダーラインを引いている部分が今回の改訂で改訂される箇所になります。

改訂書面:「証券取引約款」

改訂日 :平成 31 年 4 月 1 日改訂

旧	新
<p>(届出)</p> <p>第5条</p> <p>2 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、第1項に係る事項についてお客様の本人確認を行います。その際、お客様に連絡する場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。</p> <p>(届出事項の変更等)</p> <p>第32条 改名、転居など届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届けください。</p> <p>2 前項のお届け出があった場合、当社は、住民票の写しその他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。</p> <p><u><新設></u></p> <p>3 第1項のお届け出があった場合、当社は相当の手続きを完了した後でなければお預り金および保護預り有価証券の返還のご請求には応じられません。</p> <p>4 当社は、お客様から届出事項若しくはその変更についてお届け出がない場合、お客様のお取引を制限しまたは停止する場合があります</p> <p><u><追記></u></p>	<p>(届出)</p> <p>第5条</p> <p>2 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、第1項に係る事項についてお客様の本人確認を行います。その際、お客様に連絡する場合がありますので、お客様はこれに応じるものとします。<u>また、お客様が、日本国籍を保有せず日本国内に居住している場合には、在留資格及び在留制限等の確認のために、在留カードもしくは特別永住者証明書の提出が必要です。</u></p> <p>(届出事項の変更等)</p> <p>第32条 改名、転居など届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社にお届けください。</p> <p>2 前項のお届け出があった場合、当社は、住民票の写しその他必要と認められる書類等をご提出いただくことがあります。</p> <p><u>3 お客様が、日本国籍を保有せず日本国内に居住しており、在留カードもしくは特別永住者証明書の有効期間が満了した場合には、満了日到来後1ヶ月以内に新たな在留資格及び在留制限等の確認のために、再度、在留カードもしくは特別永住者証明書の提出が必要となります。提出していただけない場合には、口座を解約させていただく場合があります。</u></p> <p><u>4</u> 第1項のお届け出があった場合、当社は相当の手続きを完了した後でなければお預り金および保護預り有価証券の返還のご請求には応じられません。</p> <p><u>5</u> 当社は、お客様から届出事項若しくはその変更についてお届け出がない場合、お客様のお取引を制限しまたは停止する場合があります。</p> <p><u>平成 31 年 4 月 1 日改訂</u></p>